

## 令和5年度 勤務条件等説明書

三重県教育委員会

### 1 任期

当該年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間の必要な期間

※ ただし、採用の日から起算して、1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間の満了前に、教育長が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において正式な任用となります。

### 2 再度の任用の有無

有（条件有）

面接及び学校労務員としての従前の勤務実績に基づき、能力の実証を経て、公募によらない再度の任用は連続2回を限度として行う場合があります。なお、その後も勤務を希望する場合には、応募していただくことは可能です。

### 3 再度の任用の判断基準

勤務実績、勤務態度、能力及び従事する事業の予算の状況等により判断します。

### 4 職務の内容

学校環境及び施設の整備、調理、児童又は生徒の介護、スクールバス添乗、その他校長が指示すること

### 5 資格等

地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

### 6 勤務形態

勤務日及び勤務時間は次のいずれかとします。

① 年228日かつ休憩時間を除き1日6時間30分勤務

② 年200日かつ休憩時間を除き1日7時間30分勤務

・ 職務の内容や学校運営状況により始業及び終業時刻並びに休憩時間が異なります。

(※ 年度途中の任用の場合や業務の状況等により年間勤務日数及び勤務時間が①又は②の勤務日及び勤務時間とならない場合があります。)

・ 休日：勤務日以外の日。(原則、土日、祝日及び年末年始。ただし、勤務の割振りがあった場合を除く。)

・ 所定勤務時間を超える勤務の有無：原則なし(学校行事のため土日にも勤務を割り振り、週所定勤務時間を超えて勤務することがあります。)

### 7 勤務場所

三重県内の高等学校又は特別支援学校

### 8 報酬及び期末手当

報酬(地域手当に相当する報酬を含む。)	次の区分に応じて支給(昇給なし)。 ①1日当たり6時間30分勤務の場合 日額 6,100円 ②1日当たり7時間30分勤務の場合 日額 7,040円
その他手当に相当する報酬	通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当に相当する報酬を規定に基づき支給。
期末手当	任用期間が6か月以上で、任用期間中の1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に対し、年2回(6月及び12月)、規定に基づき支給。
報酬締切日	毎月末
支給日	翌月21日(期末手当を除く。)(この日が休日の場合はその前日)
支払方法	口座振込

9 休暇

年次有給休暇 採用日から6月以上経過したものに対して、県の規定の定めるところにより付与します。

例：年200日勤務の場合は、7日付与

なお、再度任用された場合は、年次有給休暇を繰り越すことができるものとします。

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	継続して勤務した期間	6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上の各年6月
			年次有給休暇の付与日数						
5日以上	217日以上		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで		7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

(備考) 「5日以上」には、1週間当たりの勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含みます。

その他有給休暇等 忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、公民権の行使、災害等による出勤困難等の特別休暇

※ 「公立学校における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程」の定めるところにより付与します。

10 退職

- ・ 任用期間が満了又は死亡した場合は、別に発令されることなく退職となります。
- ・ 辞職の申出は、所定の様式により原則30日前に書面により行うものとします。

11 服務

- ・ 地方公務員法の服務に関する規定が適用されます（営利企業への従事等の制限を除く）。
- ・ なお、営利企業への従事等をする場合、事前に届出書を提出するものとします。
- ・ 法令に基づく失職、懲戒処分、分限処分等がなされる場合もあります。

12 その他

- ・ 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法を適用します。
- ・ 加入要件に該当する場合は、公立学校共済組合（健康保険）、社会保険（厚生年金）、雇用保険に加入していただきます。
- ・ 地方公務員法第22条の2第1項第1号による会計年度任用職員として任用します。
- ・ 出張の場合、県の規定により旅費を支給します。

※ 上記の規定の内容については、令和5年1月1日現在のものであり、今後変わることがあります。

問い合わせ先 三重県教育委員会事務局 教職員課 県立学校人事班 TEL 059-224-2956